

第2回有識者会議にかかる意見対応表

No.	会議	項目	発言要旨	発言内容	発言者	回答	記載ページ	行動計画本文
1	第2回 有識者会議	①実施体制	・平時の実施体制をどうするのかについての記載がなく、人材育成するためにも県の体制が必要であるため、具体的に記載すべき。 ・応援体制のリスト化について記載すべき。	新型コロナの流行からしばらくした頃から全国衛生部長会の研究班において、全国の自治体におけるコロナ対策について調査をしている。 今年の調査によると、コロナ対策にかかる実施体制は縮小傾向にあり、平時の体制をコロナ禍の前にまで戻してしまう自治体が目立つ。コロナ対応では、平時の体制がしっかりとしていなかったため大変であった。 県行動計画改定素案の42ページから本県の実施体制が記載されているが、平時の実施体制をどうするのかについてあまり記載されていないため、もう少し強調して記載したほうが良い。43ページの⑥に平時から人材育成に取り組むと記載があるのは良いが、育成するための県の体制が必要であり、そこを強調して記載しないと非常に弱い組織になり、次のパンデミックに対応できない。 また、42ページの②に記載のある県の体制整備については、他の都道府県行動計画改定素案と比べるとまだしっかり記載されているが、「応援体制をあらかじめ構築」の部分は、「応援体制をリスト化する」と記載する等、踏み込んで記載したほうが良い。防災計画等ではリスト化されている。	びわこリハビリテーション専門職大学 角野委員	人材育成については、①実施体制には包括的に記載し、具体的な人材育成の体制や手法等については各項目に記載しています。 応援体制については、初動期に「滋賀県新型コロナウイルス等警戒本部」を設置する旨を新たに追記しました。初動期の段階からBCP発動により必要に応じて全庁体制に切り替えます。	P50 P56、57 P118、119 P44	【情報収集・分析】1-4.人員の確保 特に人材育成については、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」修了生や感染管理認定看護師など専門性を有する職員を中心として講習等を行うことで、情報収集・分析できる人材を育成する。（健康医療福祉部、総務部） 【サーベイランス】 1-1.実施体制 ②県等は、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から国やJHSが実施する感染症サーベイランスにかかる技術的な指導および支援などを通じて人材育成を実施する。（健康医療福祉部） 1-3.人材育成および研修の実施 県等は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要となる人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者への研修を実施する。（健康医療福祉部） 【保健】1-3-1.研修・訓練等の実施 ③県等は、新型コロナウイルス等の発生およびまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生科学センターの人材育成を支援し、保健所や衛生科学センターを含め、新型コロナウイルス等の発生およびまん延を想定した訓練を実施する。（健康医療福祉部） 1-3-2.多様な主体との連携体制の構築 ②県は、社会福祉施設等の対応力強化として、人材育成や相談ネットワークの構築など、施設内の感染対策を支援および推進していくためのプラットフォームを設置する。（健康医療福祉部） 【実施体制】2-1.新型コロナウイルス等の発生の疑いを把握した場合の措置 <u>③ 県は、一般相談のコールセンターを設置する必要があるなど、発生した感染症が新型コロナウイルス等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は、政府対策本部の設置前であっても、滋賀県新型コロナウイルス等警戒本部を設置する。（知事公室、健康医療福祉部、その他全部局）</u> <u>④ 県は、警戒本部を設置後、準備期に整理した業務継続計画に基づき、事業の見直しを実施する。（全部局）</u>
2	第2回 有識者会議	④情報提供・共有、リスコミ	・SNS等における誹謗中傷の防止方法を記載すべき。	情報提供について、何のツールで行うかが非常に重要であり、スマホ等で確認できる方法で正しい情報を即座に伝える必要がある。 SNS等における誹謗中傷に対するメンタル対策として、誹謗中傷をどうやって防ぐかを記載することは非常に重要であるが、その対策がどこにも記載されていないため、記載すべきである。	医師会 高橋委員	情報提供については、利用可能なあらゆる媒体を活用する旨、計画本文に記載しており、具体的にはホームページ、Instagram、X、LINE、フェイスブック等の県公式SNS等を活用したいと考えています。 また、誹謗中傷対策として、偏見・差別は許されないこと、法的責任を伴うことなどを継続的に教育・啓発することとしており、右記のとおり記載しています。	P64 P66 P69	【情報提供・共有、リスコミ】 1-1-3.偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信 県は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、県民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発および正しい知識・情報の発信を行う。（知事公室、健康医療福祉部、教育委員会、関係部局） 2-1.迅速かつ体系的な情報提供・共有 ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ体系的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（知事公室、健康医療福祉部、総合企画部、関係部局） 3-1-3.偽・誤情報や偏見・差別等への対応 県は、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（知事公室、健康医療福祉部、関係部局） また、県は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであって、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されないことや、法的責任を伴い得ることについて啓発するとともに、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切かつ継続的に教育・啓発を行う。あわせて、偏見・差別等に関する情報を整理し、県民等に周知するとともに、感染症に関する人権侵害の相談窓口の設置等により、人権侵害の被害者等からの相談に迅速に対応できるよう努める。（知事公室、総合企画部、健康医療福祉部、教育委員会、関係部局）

第2回有識者会議にかかる意見対応表

赤字下線：追記箇所

No.	会議	項目	発言要旨	発言内容	発言者	回答	記載ページ	行動計画本文
3	第2回 有識者会議	④情報提供・共有、 リスコミ	・情報弱者や限られた手段でしか情報 を得られない方も含め、正しい情報が 正確に県民に届く方法での情報発信を 考えるべき。	情報提供について、昨今SNSの影響力がかなり強くなっており、法的な正 しい情報の発信力が必要と考える。正しい情報が正確に県民の皆様が届く 方法での情報発信を考えていただきたい。情報弱者の方や、限られた手段 でしか情報を得られない方にも正しい情報が届くようにする必要がある。	滋賀弁護士会 竹内委員	情報提供については、利用可能なあらゆる媒体を活用する旨、計画本文に記載しており、 具体的にはホームページ、Instagram、X、LINE、フェイスブック等の県公式SNS 等を活用し、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた情報を発信すること としています。 また、高齢者や視覚や聴覚が不自由な方等に対しては、既存のネットワーク等を通 じた情報提供を行いたいと考えています。	P66 P67	【情報提供・共有、リスコミ】 (2) 所要の対応 県は、国やJHSから提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエン ザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像 が分かるよう、県民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。 2-1.迅速かつ一体的な情報提供・共有 ① 県は、県民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあら じめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅 速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行 動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、県民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視 覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有 を行う。(知事公室、健康医療福祉部、総合企画部、関係部局) ④ 県は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、市町や業界団体、既存 のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。(知事公室、健康医療福祉部、関係部局)
4	第2回 有識者会議	④情報提供・共有、 リスコミ	・正しいか正しいか分からないとい う発信が必要。	先ほど、正しい情報の発信との意見があったが、コロナ禍では正しいか正 しくないか分からなかったため混乱した。このため、正しいか正しい か分からないといった発信をした方がよかったのではないかと考える。	保健所長会 松原委員	コロナ禍では「わからない時期」が発生しましたので、政府行動計画にも同様「封じ 込めを念頭に対応する時期」として区分されており、計画本文に右記のとおり記載し ております。	P70	【情報提供・共有、リスコミ】 3-2-1.封じ込めを念頭に対応する時期 その際、感染買う大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤 感受性等)について限られた知見しか把握していない場合は、その旨も含め、施策判断の根拠を丁寧 に説明する。
5	第2回 有識者会議	⑤まん延防 止	・上気道感染で感染力が強い場合、ま ん延防止はできないため、実施しな くて良いと考える。	学者が患者の状況や病院の状況も見ず、「ウイルスが狂暴化する可能性が ないことはない」と発言し、それにより日本のコロナ対策を止める時期が 遅れた。確率論的に素直に考えて進めるべきであった。特に上気道感染で 感染力が強い場合、まん延防止はできないため、実施しなくて良いと考 える。	保健所長会 松原委員	感染症危機における有事のシナリオとして、A 初期期、B 封じ込めを念頭に対応する時 期、C-1病原体の性状等に応じて対応する時期、C-2ワクチンや治療薬等により対応力 が高まる時期、特措法に寄らない基本的な感染症対策に移行する時期(D)に分類さ れ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するた め、初期期および対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう区分すと されており、委員御指摘のとおり、次の感染症がコロナと同様である場合は、Dに分類 される時期が早いものと予想されます。	—	—
6	第2回 有識者会議	⑥ワクチン	・準備期に定期接種の推進強化の文言 を入れるべき。	コロナ禍において、コロナワクチンに対する不信が高まると、定期接種の 状況が悪くなっていくということが世界的に起こったため、準備期のどこ かに定期接種の推進強化といった文言を入れておく、新型インフルエン ザ対策にも繋がる。	国立感染症研 究所 砂川委員	本文上の準備期の「1-5 接種体制の構築」に、右記のとおり追記しました。	P82	【ワクチン】1-5-1.接種体制 市町および県は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種または住民接種の実施が可能と なるよう、 <u>定期接種も含めた</u> 予防接種の目的や制度の仕組みを住民に正確に伝え、理解を得るよう努 める。また、市町および県は、地域医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資機材 等の確保など接種体制の構築に向けた検討し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制 の構築に必要な訓練等を平時から行う。(健康医療福祉部)
7	第2回 有識者会議	⑥ワクチン	・普段から市町間の連携も含めた体制 を構築について記載すべき。	コロナ禍の初期は資機材や医療従事者の確保の際、県が多忙であったこと もあり、市町間で直接連絡を取り、ワクチンをお互いに融通したことも あった。普段から市町間の連携も含めた体制を構築する旨を記載いただ けるとありがたい。 医薬品については、市町単位での確保が難しいため、県でしっかり備蓄し ていただき、調整を図っていただけるとありがたい。	市長会 井上委員	県行動計画のワクチンの準備期の目的の項目において、県、市町のほか、医療機関や 事業者等とともに必要な準備を行うことを記載しております。 また、準備期から国、県、市町間の連絡体制の構築等が市町村行動計画の手引きにも 記載されているところです。 医薬品については、国が算出した必要数に基づき、適切に備蓄していきます。	—	—

第2回有識者会議にかかる意見対応表

赤字下線：追記箇所

No.	会議	項目	発言要旨	発言内容	発言者	回答	記載ページ	行動計画本文
8	第2回 有識者会議	⑥ワクチン	・ワクチンの副反応に関する情報提供も必要。	ワクチンの役割や有効性について情報提供すると書いてあるが、副反応に関する情報提供も必要と考える。	滋賀弁護士会 竹内委員	本文の3-3.副反応疑い報告等において、右記のとおり記載しており、副反応にかかる情報提供を適切に実施してまいりたいと考えています。	P86	【ワクチン】 3-3-1.ワクチンの安全性にかかる情報の収集および提供 県および市町は、ワクチンの安全性について、国を通じて医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や県民等への適切な情報提供・共有を行う。（健康医療福祉部）
9	第2回 有識者会議	⑧治療 薬・治療 法	・協会が医療機関の備蓄量を把握することは困難であるため、医療機関の協力が必要。 ・適正流通について県の支援が必要。	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握と記載があるが、医療機関の在庫数量を把握することは相当難しいと考える。県内の卸業者5社の流通に関しては把握できるが、そこから一旦販売されると、医療機関の在庫数の把握は難しいというのが実態であり、医療機関にも協力をお願いする必要がある。 昨今、後発医薬品の供給制限等で、薬局や医療機関に届けることができていない状況である。適正な流通のため、流通の指導など行政に支援いただけるとありがたい。	医薬品卸協会 森委員	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握について、政府行動計画のガイドラインにも、「都道府県が講ずべき措置」として、県行動計画素案記載の準備期からの「医薬品卸売販売業者、医療機関および薬局の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を短期的に把握する体制整備や県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法」を取り決めておくことが求められています。 厚生労働省が導入を検討している医薬品の流通把握システムや医療措置協定の実施状況を報告するGMIS（医療機関等情報支援システム）等により、医療機関や薬局における備蓄量を把握する方法が考えられるところです。具体的な方法は、厚生労働省の動向を注視しながら、連携協議会等で協議させていただきたいと考えています。	—	—
10	第2回 有識者会議	⑨検査	・想定外が起きることを踏まえた検査体制を準備すべき。 ・有事には市町保有施設を検査場所として貸出協力いただくよう県行動計画に記載すべき。	パンデミック時には検査が重要であり、⑨検査に、衛生科学センターの移転建替や、民間検査機関との協定締結と記載いただいているが、果たしてそれで検査数が足りるのか。 コロナ禍では数が足りず、医師会独自で市町が保有している施設の貸出を交渉したが、市町が貸してくれない事例もあった。このため、有事には県が主導のもと、市町に対して施設の貸出等について協力いただくことを県行動計画に記載いただく必要がある。パンデミック時は想定外の事が起こる可能性がある。	医師会 高橋委員	想定される検査数については、コロナ時の必要量から見横もり、衛生科学センターおよび医療機関・民間検査機関での必要検査数として、昨年度の連携協議会で御承認いただいたところです。 実際の検体採取については、協定締結医療機関のほか、県が設置する検査センターで行う予定をしており、昨年度に県医師会様と当センターの運営について運営協力の協定を締結させていただいたところです。 当センター設置・運営に伴う必要な事項については、今後協議してまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いいたします。	—	—
11	第2回 有識者会議	⑩保健	・誹謗中傷を受けた団体等に対するメンタルヘルス対策を健康医療福祉部のみで対応できるか疑問。	県行動計画の保健の項目に、メンタルヘルス対策を滋賀県独自で入れていただいており、本当に必要なものであると考える。しかし、誹謗中傷を受けた団体等に対するメンタルヘルス対策を健康医療福祉部のみで対応することは非常に大変ではないかと考える。	町村会 平松委員	県行動計画においては、医療従事者や介護従事者のメンタルヘルス対策の強化の方針を掲げており、直営のみならず外部委託も含めてメンタルヘルス対策の実施方法を検討していきたいと考えています。	—	—
12	第2回 有識者会議	⑫県民生 活・県民経 済	・高齢者や社会的弱者に対して、社会的全体で対応するのは当たり前であり、書かない方が良いこともあるのではないかと。	先ほど、社会的弱者の対応を行動計画に盛り込むべきとの意見があったが、コロナ禍において高齢者や難病の方への対応にあたり、健康医療福祉部内においても感染症対応であるとの理由で担当課が対応しなかった。行動計画に記載すると、逆に行動計画を作成した課が担当であるといったように逃げる口実になりかねない。高齢者や社会的弱者に対して、社会的全体で対応するのは当たり前である。書かない方が良いこともあるのではないかと。	保健所長会 松原委員	県の行動計画は担当課だけでなく、県として実施することを包括して記載することとなります。コロナ禍では病床や行動計画に具体性がなかったこともあり、担当部署が決まっていませんでした。コロナ禍の教訓を次に活かすため、健康医療福祉部内の各課の役割においても、マニュアルや保健医療福祉調整本部設置要綱を定め、災害と同様に平時（準備期）から部内各課の分担を決めてまいりたいと考えています。	—	—

第2回有識者会議にかかる意見対応表

赤字下線：追記箇所

No.	会議	項目	発言要旨	発言内容	発言者	回答	記載ページ	行動計画本文
13	第2回 有識者会議	⑫県民生活・県民経済	・生活を要する方への支援について、子どものいる世帯に目を向けられる言葉を追加すべき。 ・子ども若者部も記載すべき。	⑫の県民生活・県民経済に、県民生活の安定の確保に向けた対応として、生活支援を要する方への支援とある。県行動計画改定案の142ページの28行目以降に具体的な対象者の記載があり、「高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援」と記載がある。乳児も含め、子どもの支援関係者の方にコロナ禍における現場対応について話を聞いたところ、市町の要保護児童対策協議会等で支援対象となっている世帯では、親の勝手な判断や様々な影響で子どもの命が危険にさらされたり、外部からの支援もシャットアウトし、かなり危険な状態になっていた事例もあったとのことであった。この計画を具体化していく中で、子どものいる世帯に目を向けられる言葉を足していただくほうが良いのではないかと。また、子どもに関する県の担当部局は健康医療福祉部だけでなく、子ども若者部も担当であり、子ども若者部に支援担当課もあるため、記載について検討願いたい。	県社会福祉協議会 谷口委員	生活支援の対象として支援を必要とする子どものいる世帯を追加し、担当部局として子ども若者部を追記しました。	P140 P143	1-6.生活支援を要する者への支援等の準備 県は、国からの要請に基づき、市町が、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等 および支援を必要とする子どものいる世帯 への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者等の把握とともにその具体的手続を決めておくよう連携して取り組む。（健康医療福祉部、 子ども若者部 ） 3-1-2.生活支援を要する者への支援 市町は、高齢者、障害者等の要配慮者等 および支援を必要とする子どものいる世帯 に対し、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行い、県はその対応等の支援を行う。（健康医療福祉部、 子ども若者部 ）
14	第2回 有識者会議	⑫県民生活・県民経済	・トラックでの輸送力確保はドライバー不足の観点から難しいため、鉄道網を活用する等、広域的な対策を検討すべき。	経済の観点で、新型インフルエンザ等のまん延時には、罹患者は治療が必要であり、家族は自宅待機となるため、テレワークが可能であればよいが、企業活動もかなり低調になる。 また、現在ドライバー不足が問題となっており、路線バスの廃止やトラックの輸送力が厳しい状態となっている。このような状況の中、新型インフルエンザ等のまん延時に必要となる医療資材や医薬品、自宅待機となり買い物に行きにくい方々の生活を支える物資等をどのように届けるか。家庭で一定の食料等の備蓄はされるが、まん延が始まると備蓄しようにも売り切れということがよくあり、生活の安定維持や医療機関における治療の維持が難しくなるため、いかに輸送力を太くしておくかが重要である。 今まで通りトラックでの輸送力確保は現実的に難しいと考えるため、鉄道網を活用する等、広域的な対策をとっておかないと、いざという時に物が届けられない。県ではなく国の役割かもしれないが、広域的な観点で物資確保や輸送手段を検討する場が必要と考える。	商工会議所連合会 廣瀬委員	特措法第54条に、「都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材の運送を要請することができる。」と規定されており、県行動計画にも右記のとおり記載しています。なお、指定公共機関には、日本貨物鉄道やJR等も含まれています。 また、政府の「物資の確保に関するガイドライン」に以下のとおり記載されています。 （P11 3.感染症対策物資等の優先的供給・輸送等について） 国は、特定の地域において感染症対策物資等の供給が不足し、又はそのおそれがある場合、特に必要であると認めるときは、輸送事業者に対し、輸送すべき期限・数量・区間・輸送条件を定め輸送を指示し、保管事業者に対し、保管すべき数量・期間・保管条件を定め保管を指示する。原則として、国は、輸送事業者や保管事業者に対し事前に協議を行う。 具体的には、平時からの情報収集や当該地域の地方公共団体や医療関係団体等からの情報提供に基づく供給状況、地域の事情等を踏まえ、国は、感染症対策物資等の特定地域への輸送、保管を指示する。	P137	【物資】3-3.緊急物資の運送等 ① 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の輸送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品、医療機器または再生医療等製品の配送を要請する。（健康医療福祉部） ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定公共機関や指定地方公共機関に対して運送または配送を指示する。（知事公室、健康医療福祉部）
15	第2回 有識者会議	⑬その他	・情報収集・分析なしでいきなり検査はできないため記載方法を変更すべき。 ・予防接種とワクチンで言葉を統一したほうが良い。	概要資料2ページの（1）平時の準備の充実「① 県と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備」であるが、情報収集・分析なしでいきなり検査はできない。右側の対策12項目に情報収集・分析が明記されているため、①を例えば、「県と医療機関との協定等に基づく迅速な情報収集・分析、検査・医療提供体制の整備」と記載し、情報収集をしつかりと行い、検査体制、医療提供体制も整備し、平時から体制構築していくという項目出しの方が良い。 また、3ページの⑥ワクチンに、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発の実施とあるが、予防接種とワクチンとを違う言葉として使用しているかどうかが全体的に分からなかったため、言葉を統一しても良いのではないかと。	国立感染症研究所 砂川委員	平時の準備の充実として、「協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備」を挙げているのは、改正された感染症法に基づく、医療措置協定・検査措置協定等が新型コロナウイルス感染症の対応を受け追加されたため記載しております。 委員から御指摘のとおり、情報収集・分析も重要であることから協定による検査体制・医療提供体制の整備とは別に「情報収集・サーベイランス体制の充実・強化」を追加しました。 ワクチンの記載箇所の御指摘ですが、概要版には、「予防接種やワクチンへの理解を深める啓発」と省略して記載していますが、政府行動計画と同様に、本文上では、「予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等」と詳細に記載しており、予防接種の意義や制度の普及から啓発からワクチンの安全性等を指すため、「予防接種やワクチンへの理解を深める啓発」と記載しております。	概要版 P2	(1) 平時の準備の充実 ①情報収集・分析、サーベイランス体制の充実・強化 ② 県と医療機関との協定等に基づく迅速な検査・医療提供体制の整備 ③ 国、県、市町、医療機関等と連携した実効性のある訓練を定期的に実施

第2回有識者会議にかかる意見対応表

赤字下線：追記箇所

No.	会議	項目	発言要旨	発言内容	発言者	回答	記載ページ	行動計画本文
16	第2回 有識者会議	⑩その他	・健康医療福祉部の役割が非常に多い ため、役割分担を検討すべき。	県行動計画は、保健分野に限らず総合的に作るとされているところである が、素案の役割分担を見ると健康医療福祉部が非常に多い。例えば、情報 収集や物資等、もう少し役割分担できないかと考える。	大津市保健所 中村委員	健康医療福祉部や知事公室（防災危機管理局や広報課等）、経済対策を担う商工観光 労働部は、コロナ対応時に他部署からの応援職員を受け入れて対応してきたところ ですが、その他部署にはBCP発動後、一定期間応援職員を出せる体制を整備していく ことを想定して計画に記載しています。平時に健康医療福祉部に在籍する職員のみで 対応することは予定しておらず、全庁的な応援体制・受援体制を整備してまいり ます。 BCPについては、右記のとおり記載しております。	P40	【実施体制】 1-3.県の体制整備・強化 ② 県は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するにあたり、必要 な人員体制を確保するため、有事において縮小すべき業務と維持すべき業務を整理した業務継続計画 の改定を進める。なお、改定にあたっては、管内の保健所等や市町の業務継続計画との整合性にも配 慮する。（知事公室、健康医療福祉部、総務部、その他全部局） 2-1.新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 ③ 県は、一般相談のコールセンターを設置する必要が生じるなど、発生した感染症が新型インフル エンザ等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は、政府対策本部の設置前であっても、滋賀 県新型インフルエンザ等警戒本部を設置する。（知事公室、健康医療福祉部、その他全部局） ④ 県は、警戒本部を設置後、準備期に整理した業務継続計画に基づき、事業の見直しを実施する。 （全部局）
17	第2回 有識者会議	⑩その他	・健康医療福祉部の担当が多い。健康 福祉部門だけでなく全庁的に取り組む べき計画であり、平時からの体制が必要。	前回の会議時に、新型インフルエンザ等対策行動計画という題名では、健康 福祉部門のみ関係する計画であるといった印象を受けると意見したところ、 サブタイトルを入れていただきありがたい。しかし、まだ市役所内では健康福祉部門の計画という認識のままである。 県行動計画改定素案本文を確認したところ、健康医療福祉部の担当が多 い。県行動計画を参考に市町行動計画を改定するため、高橋委員から発言 のあった市町との連携も含め、市の広い分野が関係し、みんなが取り組む べき計画であり、それを元に平時からの体制が必要であるということを市 役所内で言っていければよいと考える。	市長会 井上委員	下記のとおり、国が作成した市町村行動計画の手引きにおいても、新型インフルエン ザ等対策は、様々な部局が横断的に取組で実施することが必要である旨記載されてお り、県内の市町においても庁内で連携・調整をとる体制を構築していただきたいと考 えています。 ・第1章の実施体制では、初動期において、2-1「新型インフルエンザ等の発生が確認 された場合の措置」に全庁的な対応を進めることが挙げられています。 ・第4章のワクチンでは、準備期から1-4-3の「衛生部局以外の分野のとの連携」にお いて、労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局や教育委員会との連携が挙げられ ており、初動期の2-2-2の「住民接確」において、組織・人事管理などを担う部署も関 与した上で、全庁的な実施体制の確保と記載されているところです。 ・第6章の物資では、災害対策基本法による物資及び資材の備蓄と兼ねること、消防機 関の救急隊員等の搬送事業者のための個人防護具の備蓄が記載されているところ です。 ・第7章の住民の生活及び地域経済の安定の確保では、対応期として、3-2-1事業者に 対する支援や3-2-2住民の生活及び地域経済の安定に関する措置として水道事業者等と しての市町村の役割も記載されているところです。	—	—